

第 2 回 浜松市市民協働推進条例検討会議 会議録

日時：平成14年5月24日（金） 午後1時30分～4時30分

場所：浜松市役所本館4階 部長会議室

出席者：伊藤裕夫委員長，山中恵美子副委員長，青山行彦委員，石田美枝子委員，北野佳世子委員，鈴木佳子委員，長澤弘子委員，中野勘次郎委員，鷲巣弘子委員

欠席者：佐藤邦子委員

傍聴者：なし

報道関係：中日新聞

事務局：鈴木企画部次長兼行政経営課長，杉山企画部副参事，渡瀬市民協働グループ長

小杉，辻村，原川，幸田，田中

会議次第

- 1 開会
- 2 議事
 - (1) 会議録の承認について
 - (2) 条例の検討について
 - 第1回条例検討ワーキングの報告
 - 条例の目的
 - 条例における主な項目
 - 市民，市民活動団体，事業者，行政の役割
- 3 その他
- 4 閉会

会議の概要

- 1 前回会議録の承認
- 2 ワーキングメンバーから条例ワーキングの報告
- 3 条例の目的，主な項目，市民の役割等について検討

配布資料

他市の条例比較

前回ワーキング報告（伊藤委員長より）

神奈川ボランティア活動推進基金 2 1（伊藤委員長より）

1 開会

鈴木企画部次長

今日はお忙しい中をお集まりいただきまして本当にありがとうございます。只今から第2回浜松市市民協働推進条例検討会議を開会いたします。本日は佐藤委員が所用のため欠席でございます。9人の方々にご出席を賜っておりまして、会議が成立しておりますことを申し上げます。それでは議事進行を委員長さんをお願いしたいと思います。

2 議事

（1）会議録の承認について

伊藤委員長

どうも暑い中ご苦勞様です。また、前回ワーキングに参加していた方は夜遅くまでご苦勞様でした。今日は前回と違って3時間という、もう既に第2回目にして長丁場の委員会を予定しております。大変だとは思いますが、よろしくお願ひしたいと思います。それでは次第に沿いまして議事を進めていきたいと思ひます。まず恒例になってきましたが、第1回の会議録の承認についてです。事前に各委員宛に送付されていますが、直し等々あった方は修正をお送りされていると思ひます。今日はその修正された物がお手元に配られていると思ひます。これについて何かご質問あるいはご意見等ございますでしょうか。また後でご自分が直したところが直されているかどうか確認しておいてください。特にそこで大きなミスがない限りは第1回会議録についてはご承認いただいたというかたちで処理したいと思ひますがいかがでしょうか。

委員

異議なし

伊藤委員長

それでは第1回会議録につきましては原案通り承認されたいものと認めたいと思ひます。

(2) 条例の検討について

伊藤委員長

それではさっそく本題に入っていきたいと思いますが、議事の2番目「条例の検討について」でございます。先ほども申し上げましたように先週5月15日に条例の検討ワーキングを行いました。まず、ワーキングの内容につきまして簡単に私の方から報告させていただきたいと思います。ただ議事録を取って進めていませんでしたので、抜け落ちているところがあるかもしれません。参加された委員の方は、ここは間違っている、あるいはこういった事が落ちているという事を、遠慮なく後で言うていただければと思います。お手元に1枚5・15ワーキング報告というメモがあります。15日のワーキングに参加された委員の方はあいうえお順で青山委員、それから私、鈴木委員、長澤委員、山中委員の5名でした。佐藤委員は予定があって欠席されました。本来ワーキングというのは、こういった委員会で議論されたものを少しまとめて次回の委員会に向けての資料をつくるというのが本来の役割なのですが、第1回目ですのでそのような作業に入る前に、なかなか委員会では出ない本音も含めて何で条例なのというところからスタートしております。何で条例なのかというのを最初の30分位やりました。やはりここをきちんと納得していかないと、途中でまた何でわざわざ条例が必要なのという話にすぐに戻ってしまうということもあると思います。

まず、最初に疑問に出てくるのが昨年まとめた指針です。かなり議論の末まとめたもので、完璧なものではないにしても、それなりのものでできたという各委員の自負があるものですが、その指針があるにもかかわらず、あらためて条例をつくるというのは、わざわざつくる必要が本当にあるのかどうかということが議論になったわけです。基本的に前回、法務グループの方の説明にもございましたように、条例は指針に比べますと議決を経て発表されていくものですのでより拘束力が高い、従って施策の基本的な柱として自他共に明確に宣言していけるものであったり、あるいは実際にそれを実行していけるものであるといった性格を持っています。市民協働の推進にあたりまして、指針ではやや抽象的な要素が強いですので、そのようなものの中から特に全てではないのですが幾つかコアになる具体的な推進案というもの

を明確にして、その実行をきちんと保障していくものとして条例がつくられています。従いまして逆に言いますと、この検討委員会の中で具体的に条例化しなくてはいけないような明確な案が出てこないのならば、条例をわざわざつくる必要はないのではないかと、単なる理念だけを書いた条例をつくってもあまり意味がないのではないかとということが言えるのではないかと思います。そういった意味ではどれもこれも既にあるからいいじゃないの、という話になってくれば条例はいらないという結論になるかもしれません。しかし今のところ、こういったものが何らかのかたちであるのではないかとこの前提の基に進めていきたいと思えます。

それからもう一つ、条例について、指針等々に比べますと長期に渡る、固定的なものであるというニュアンスが前回説明されていますが、必ずしも今日においては条例というものも固定的なものではなくて、議会での裁決という手続きは大変ですがそれを得ることによって見直し修正していくことは可能なものであります。そういった意味で社会状況の変化に対応できるように、例えば条例の中に3年おきに見直すといったことも付帯条項として入れていくことも可能です。そうしようというわけではないのですが、そのようなことも含めた上で、固定化ということがもしましうのならば処理することも可能であるということも一応確認されていると思えます。

それから次に、皆様方のうち4名の方から事前にペーパーでご意見が出されておりましたので、それに基づいた議論を少し行いました。そしてペーパーを出さなかった委員の方からも追加の提案等々を出していただいた上で2～3の議論を行いました。まず各委員の方からいただいたのは石田委員、北野委員、鈴木委員、長澤委員からです。鈴木委員、長澤委員はワーキングに入っていましたのでご本人から説明していただきましたが、石田委員、北野委員の方に関しましては、いただいたメモを読ませていただいて、少し議論をさせていただいています。私の簡単な要訳の方で、ポイントがずれていれば後でご指摘願いたいと思えますが、石田委員の方からは一人ひとりの市民の自主的な精神が非常に重要ではないだろうか、そしてまた市民活動への様々な市民の理解がきちんと根底に据えたかたちの条例でないという意味がない、そういったものをきちんとコンセプトに据えていくということ

提案されていたのではないかと理解しました。それから北野委員の方から出されていますのは特定の団体の利益に偏らないということがかなり大きなポイントであったと思います。そして、そのために様々な団体はいつも対等であること、それから公平なかたちで、例えば事業委託に関してもチャンスを保証していく、こういったことを提案されています。また、浜松市民として誇りになるような、市民のかかわり、理解ということがベースになっていますが、市民事業者の理解、特に意義を理解してもらうこと、それから具体的な提案としては、活動センターの設置あるいは活動支援事業としてフォーラムとか表彰のようなことを行ったらどうかということがあったと思います。それから鈴木委員からは議会との関係、前回の委員会の方でも大分述べられていましたが、議会との連動の問題あるいは関連条例等々、現在行われている支援事業、そういったものもきちんと理解しておくことが必要になってくるのではないかと、そしてそれとの調整というか、この辺は言葉のニュアンスが違うかもしれませんが、そういったものの中での現状をきちんと踏まえてプラスマイナスを理解していかないといけないのではないかとのご意見ではないかと思えます。それからもう1つは目的をきちんと明確化していくこと、それからそれに基づいた具体的な施策がきちんとあること、そして市民への公開や参加というものが法の制定過程においても保障されていること、このようなご指摘があったと思います。

それから長澤委員からの提案としましては、1つは目玉施策としてアドボカシーとアカウンタビリティというものを条例の柱に据えたいというご提案だったと思います。特に、これは後で触れたいと思いますが、一応基本的には市民からの政策提言、プロセスの公開あるいは評価への参加といったことが軸になっているのではないかと思えます。

このようなペーパーでいただいたものを基に後は青山委員、山中委員、私の方からも少し意見を述べた上で議論を行いました。一応議論のポイントだけ述べたいと思いますが、具体的な施策、目玉施策をどのように立てていくかということに対する予備的な議論で、今日の議論の言わば1つのたたき台というかたちでご理解願いたいと思えます。

まず、長澤委員からの提案にありましたアドボカシーとアカウンタビリティ、これはかなり時間をかけて議論をいたしました。基本的に

はこの提案の根拠というのは指針の中の基本的な考え方及び基本施策の1で出ているところに関連すると思いますが、基本施策の1の情報提供、情報公開というのは非常に幅広い内容になっていて、最後に行政に対する提案を広く受け止めますという記述がございます。この部分をもっと強化し、実行化していくというところに力点がおけるのではないかと、これは私の理解をメモに書いたものですが、そういう視点に立った上で、単なる情報公開をしていくだけではなくて更にパブリックコメント、即ち市民からの様々な提案を基に議論し、その説明をしていくということの必要性があると思います。そして終わった後、あるいは途中の段階において評価を行ったり検証を行っていく、それに対して市民にも公開していく、こういったことがポイントになるのではないかと、長澤委員のお話もこういったご説明ではなかったかと思えます。その上で例えば具体的に今回の協働の関連でいきますと、具体的な市民協働事業において、実際の行政的な手続きを透明化していくと同時にその手続きプロセスにもっと様々なかたちで市民が参加していくようなことと関連していくのではないだろうか。そういったことで神奈川県がやっています、神奈川ボランティア活動推進基金21の協働事業負担金という項目にあたる事業が比較的これに近いような形態をとっています。こういったものを参照しながら考えていこうということが少し議論されていたような気がします。

それからその他に北野委員から出ていました活動センターの問題についても少し簡単に触れました。これは北野委員がいらっしやらなかったのが今日もう少し深くやりたいと思います。これは簡単にしかできませんでしたが、一応指針の基本施策2の活動拠点の確保で出ているものの具体化ということで理解できると思います。また実際に仙台市や藤沢市の条例はそういう活動センターの設置条例という性格を持っておりまして、こういう活動センターをベースにした条例になっています。ただ、前回のワーキングでも少し出ましたが、去年の暮れから今年にかけて県がパレットをオープンしていますし、浜松市もまちづくりセンターをオープンしています。こういったかたちで新しい施設が新設されている中で、新しくつくる必要はないのではないかと、従って前回の指針においても既存の施設をもっと使い勝手を良くしていくとか規制緩和をしていくところに大きなポイントがあったわけです。

が、こういったことが少し話されています。その他に、時間がなくて言葉だけあがった程度の問題ですが、重要な問題として、事業委託の仕組みというものについての条例に相応しいものがあるのではないかと、特に指針においては協働のルールというところで幅広く抽象的に4項目位になっていますが、実際に市民活動団体が行政と協働で事業を行っていく時に、そのプロセスや様々な問題をきちんと公開していくと同時にどのような手続き、ルールをつくっていくのか、こういったものはある面では条例に相応しい内容かもしれません。

例えば市独自の市民活動団体の定義をしませんと、国がつくったNPO法と言いますか特定非営利活動促進法のNPO法人だけになってしまい非常に狭くなってしまいます。そうではなくて、もっと幅広い様々な市民活動団体と協働していくならば、市独自で一定の定義をしていく必要があるだろう、あるいはそれに対してどのようなかたちで市の事業に対する参入機会を保障していくのか、そしてその時のプロセスはどのようにするのか、あるいは評価はどうするか、こういったことがポイントになってくるのではないかと思います。他市の例を見てまいりますと、岡山市の条例では不動産の無償貸与のようなものを、市民活動団体を一定定義し、またどういった責務があるかということを確認した上で、行えるようにしていますし、あるいは前回配られなかったと思いますが、ワーキングでは配られた杉並区の条例があります。この杉並区の条例においては区という公共団体が区民からの寄付を受け付けるかたちで市民活動団体に対する寄付を非課税化して、こう、税制優遇化して、こうということをしています。これは制度的には今は、例えば指定寄付あるいは特定公益増進法人という認定を受けた団体にしか一般市民からの寄付は控除されません。あるいは企業の寄付もそういった団体に関しては優遇枠が倍になるという特典があるわけですが、NPO法人については原則としてはあまり認められていません。最近少し例外的に幾つかのものが認められつつありますがまだ弱い、そういったことで杉並区の場合には区が一応定義した市民活動団体に対する寄付は税制優遇の対象になりますので、公共団体に対する寄付としてそれを預かりスムーズにさせていく、ただこのことについて国税局のチェックもありますので、杉並区などで模索されているのではないかと思います。

それからまた、低利融資のようなものも日本ではまだあまり行われていませんが仕組としてはないわけではないだろう、このようなことがあります。その他にも市民の理解という提案が石田委員、北野委員からされていますが、こういったいわゆる広い意味の啓発あるいは人材育成などの問題も課題としてあるわけですが、条例というかたちでそれをすべきなのかということについては多少の議論の余地があるのかなという気がします。以上、私の私見が入ったかたちでまとめをさせていただいていますので、ワーキングに参加された方々あるいはメモ等を提出された委員の方で補足、修正、追加がございましたらお願いしたいと思います。

山中副委員長

私はワーキングで反対のような意見を出させていただいたのですが、なぜ条例をつくるのといったことです。浜松市の市民活動の現状、例えばまちづくりセンターについてなど施設はいろいろできましたが、そういったことについても事務局側からいろいろな意見を伺いました。浜松市長さんの考え方とか条例に対しての考え方といったことで、つくった方がいいかなということで反対に持っていくことができました。条例は少し先走っているのではないかと私は自分が市民活動をやっている立場ですので、そういう勝手な意見を申し上げたのですが、浜松市側として市長さんのお考えということで、条例を掲げてついて行くと言ったらおかしいのですが、そういうやり方も今回良いチャンスかなという考えも持ちました。

長澤委員

山中委員の、浜松市はまだ条例をつくる程のレベルではないのではというお話でしたが、本当に条例が必要かどうかという議論をもっとしなくてはいけない、条例作成が目的ではいけないという青山委員のご意見もあって、それはやはり必要だなと思ったのですが、結局つくった方がよいのではというところに落ち着きました。せっかくつくるのなら自分たちがそれを上手く使ってもっと市民活動に力を持たせたりするチャンスではないかという捉え方もできるのではないかということも言わせていただきました。

鈴木委員

私は、やはりワーキングの報告の1番にある、なぜ条例なのかというところにかなりこだわりました。つくる必要性は今のままですと、私は詳しくは分からないのですが、公金の使途というか法律に抵触する部分がある、そこを回避するためには条例でというようなかたちにする必要があります、従って協働していく上ではどうしても公金が市民活動に投入されるわけですから、そういう面からやはり必要だと理解しました。私は従ってなぜ条例なのというところでは、とにかくそういうことをきちんとさせるためには条例が必要である、ただしその中でやはり何もかも条例化ではなくて、1番に書かれているような点においてきちんと条例化をしたい、そのためには現状を洗い直すといったら変ですけど、そういう作業がどうしても欠かせないと思います。これをやらないと実行性を持たせるということが難しいというような意見を述べさせていただきました。

青山委員

大方皆さんがご報告いただいたことと同じなのですが、私はワーキングの時に理解したのは、基本指針だけでは安全運用がしづらだろうなと、その時にはゴルフに例えましたが、ゴルフは健康に良いスポーツで楽しくできるのですが、競技ルールがないと前の組に打ち込んでしまって怪我をしたりとか、スパイクマークを付けて後の人たちに迷惑をかけるなど、安全運行ができないので、そのためのルールとして条例が必要なのかなというような議論でコメントさせていただきました。もう1つは条例の適応範囲、もしくはそのターゲットをどこに設定したらいいのかということも、浜松市の現状に則した条例であるべきですし、その時にも申し上げましたように私がNPOをやっているから変な言い方ですが、特定のボランティアやNPOオタクのような人をターゲットにするのではなくて、マジョリティである一般市民を視野に据えたような条例がやはり必要なのではないかという2点を付け加えさせていただきたいと思います。

伊藤委員長

ありがとうございます。大分思い出してきました。こちらの方もまとめた時につい落としている部分があるなという気がしています。他に石田委員、北野委員、この場でもう少し補足があればご発言をお願い

いしたいと思いますがどうでしょうか。

石田委員

私も何で条例なのかというところを少し抜かして考えていましたので、基本指針のような考え方で出した意見だったかなと思います。ただ、やはりコンセプトを条例でもきちんとうたっていただきたいというのは変わりません。

北野委員

私もワーキングに参加できなくて、自分でも勉強不足でよく分からなかったので少しお聞きしたいなとは思ったのですが、条例をつくった場合、市民というか活動団体にどのように伝える手段と言うか、どのようなかたちで伝えるのかなと思っただけです。というのは指針をつくりました時に、私たちは一生懸命つくったなとは思っていたのですが、公民館の方にはその指針が配布されて、館長さんからこういうことをやっていたのねと言われました。一般の自主的にやっている団体の人たちは何も変わらないというか、それが何よというかたちになっているのではないかと思います。やはり業務委託されるところとか、NPOさんでしたらそういった指針も役に立つし、今度の条例もすごく役に立つのかなと思っただけですが、私は一般的な人の底上げのような形で、先程言ったこのまちづくりセンターなどを間借りして、何か窓口をつくるとか、表彰などをしたらどうかと言っただけですが、そういった一般の方たちに分かってもらえる条例は必要なのかなと思っただけです。

伊藤委員長

条例も指針もそうですが、一応行政としては様々なかたちで配布して徹底するようにしていますが、例えば他の規則にしても大概の人は知りませんし法律についても目を通すことはほとんどないです。ただ、新しく政策をつくる時に、多分私もあまり詳しくないのですが、例えばアメリカの法律を見ていると何とかアクトというのと何とかコードというのがあるのです。何とかコードというのは規則の使用細則のようなものがずっと書いてあるものです。これについては問題が起こった時だとか、あるいはルールとして最低これだけはしてください、利用する場合にはしてくださいというものです。それに対してアクト

というのは現状に対して何か変革を企てようというかたちで、例えば独占禁止法のようなものだとか、あるいは環境に対して1つの規制を加えていくものがアクトというかたちで出されています。多分今回の条例というのもコードでなくてアクトだろうと、コードだとしたら例えば仙台市のもののように活動センターをつくったりするとその運営に関して決まりを全部つくらなくてはならなくて、今回の場合には例えば浜松市で市民活動を盛んにさせていくために、1つの具体的なプランを考えました。それを単に行政だけが作ったプランとして出すのではなくて議会の承認も得た、従って予算等々などの執行も同意を得てより可能になっている1つのアクションプランとしてのものがアクトになっているのではないかと考えているのです。これは議論の余地があるのかもしれませんが、ただ、そうだとした場合には、多分市民は条例ができましたではなくて、その条例によってこのような制度ができました、このような仕組みができました、あるいはこういう場所ができました、ということが見えてくる、そうすると感心を持つ人は持つのではないのでしょうか。それでも持たない人は絶対にいると思いますが、多くの人たちに分かりやすくなると思います。条例ができました、法律ができましたと言っても誰も関心がないですから、この条例ができたことによって何ができましたと言えるのかをはっきりさせていきたいという気がしているのですが、今回ワーキングには参加されていませんが中野委員と鷺巣委員、報告等を聞かれて質問ご意見がありましたら述べていただいて、次の課題でもまた議論できると思いますので進めたいと思います。

中野委員

ワーキングの方、ありがとうございました。現状この委員の中でNPOを実際にされていらっしゃる方が数名いらっしゃると思います。この方たちが実際に条例が新たに制定されますとどういった面で活動がしやすくなるのか、またどういったことを期待されているのかということが大変参考になるのではないかと思うので是非お話を伺わせていただければと思います。

鷺巣委員

ワーキングありがとうございました。私は、条例というのは交通信号のようなものかなという理解をしていましたので、やはりあった方

が多くの人たちが心地よく渡っていけるのではないかなという捉え方をしています。

伊藤委員長

ありがとうございます。一応議事では次の項目が条例の目的についてになっています。条例の目的というのは今の議論に正に関わってくる話です。なぜ条例かということがどういう目的でつくるかという話になっているところだと思いますので、そういった意味で今の議論を続けていくかたちでもう少しクリアにしておきたいと思います。実際に条例に書く時の目的の文章までは今日考える必要はないと思いますが、多分最終的にまとめていく時には前文や目的という部分が条例にはついていきます。前文がなくてはいけないということはないですが、多くの市民が参加する条例にはついていきます。そこに石田委員、北野委員が述べられたようなことは入ってくる話として大きなコアになってくると思いますので、その辺も含めてお願いします。

例えば行政が市民と協働するにあたって最低限守らなくてはならない規則、あるいは市民活動団体が守らなくてはならない規則、こういった要素も当然条例には入ってくると思ひまして、実際に他市の条例を見てまいりますと、それぞれの責務というかたちで協働にあたっての考慮しなくてはいけないポイントが幾つか述べられています。後半の方で他市の条例を見てまいりますと目玉施策にあたるような、1つこういったことをするためにやろうじゃないか、予算措置を取ったりあるいはそれが不正に行えないように監視委員会をつくりますといったようなことが書かれています。こういうかたちで大体条例がつけられているのではないかと思いますので、その辺は後で整理をしていきたいと思いますが、ご自由に意見をいただければと思います。

山中副委員長

今、中野委員からご質問がありましたが、青山委員と私のところが一応NPO団体ということで、そのプロセスとかこうなったら良いなということをお話します。それというのもこの4人のワーキングに対するご意見の中に、実際に事業でコラボレートした実例はないのかということがありまして、鈴木さんでしたね。私もかねがね思っています、浜松市のイベントとしてもいろいろな公金が使われているわけです。大切なのはやはり長澤委員がここに書かれていますけれど、し

っかりしたプロセスです。でも行政本位だとプロセスより先に先行します。プロセスを公開して評価・検証する，それとやはりアカウントビリティとアドボカシー，そのところで行政ができないから，NPOがプロセスを公開しながらきめ細かい事業を行っています。皆さんうちの事業に対して評価はどうか，そのことと，あとはこれに関してはこれだけの公共的施設が要りますというようにです。

今私は少しやりたいことがあるので声を大きくして言いたいなと思うのですが，やはりゴミの問題はNPOだけではできないのです。そのことでやはり1つ事業に対してこういうことが必要だと思っています。私たちというのは市民との掛け橋です。そのことを1つのプロセスの段階で言えることです。そういうことの最後に責任があります。

1年経って多分，例えば私の場合にはゴミがどれだけ減るだろうかということがあります。必ずそれだけの1つの事業内容について，書類を提出すれば市長が評価してということを条例で決められる，そういうことは考えてみれば今までNPOというのは，うちは15年やっていますが何もありません。それがないとやはり公金を使うということで協働の事業委託というのはできないのです。でも条例でうたってあれば，そのプロセスなり事業評価がしっかり市長さんが決めるなり議会で決めるなりそれは良いにしても，あればとても良いです。今回条例というのは前向きにNPOの団体としてはですが，上手く使わせていただきたいなと思います。私たちも素人ですのでいろいろなところを見させていただいて，浜松市にあったように私たち本位でつくりたいなと思いました。

長澤委員

ワーキングの時に事務局の方からのお話として言われたことが，私はすごく分かったのですが，何で指針から条例に飛んだのかという話をずっとしていて，事務局の方から条例ができれば職員の意識改革がより強くできる，職員に対するインパクトが強い，議会に対するインパクトが強いということはイコール先ほど北野さんがおっしゃったようにいろいろな人に知られるようになりやすいということです。指針で考え方を大事に飾っておくよりも皆とりあえずやらなくてはいけないのだというようになってくると，それが現場まで届くということではとても条例は有効なツールであるというお話があったと思います。

前後しましたが、それはとても力強い応援だなと思いました。

伊藤委員長

青山委員はNPO法人をつかって、例えば具体的に活動の中で、国ができるとか県がした方が良くとか市がした方が良くとかいろいろなレベルがあると思いますが、まず一般論としてどのような仕組みがあると活動がしやすくなるか、特に行政と協働していく場合に、こういうものがあると良いのではないかとすることはございますでしょうか。

青山委員

今の活動領域のことをまず確認しておかなくてはいけないので、そのターゲットとなることですが、指針の6ページにある矢印が付いた、囲まれているエリアを想定してお話で、市民団体と行政が協働するのは、この中のBCDの領域だと思います。多少の温度差こそあれそういったことを想定した時に、今のご質問にお答えするとまず、提案と一緒に考える窓口があったら良いなと思います。市民もそうですし、我々NPOもどこの誰に相談しに行ったら上手く情報が入ったり、次のステップができるかというのが見えにくかったので、条例ができた時のイメージをお話すると、担当する人がこういうことを分かってくれていないと困るなということが1つと、もう1つは横断的だと良く、縦割りだったら困るなと思います。

先ほどのパレットができ、まちづくりセンターができたことに関して、昨日うちは総会だったので、終わった後にこういう話をメンバーとしたのですが、うちの副理事長が言っていたのは、何箇所もつくるよりは1箇所にしておいてくれて、その分浮いたお金で駐車場をつくってもらった方が良いよねと言っていました。そういったことがあったりするので、1プロジェクトを考える時にでも横断的だと良いなということと、タイムリーだったりスピーディーだと良いなと思います。

こういう社会的課題は放っておくとどうしようもなくなってしまったり、その場で片付けるとすごくコストも少なく済んだり労力も要らないのですが、問題を放置してしまうと、例えば食品の件で言うと狂牛病みたいに放置したことで問題が大きくなってしまったりということがあるので、非常にスピーディーだったりタイムリーだったりすると良いなということと、先ほど北野さんがおっしゃられたように、そ

れを上手く市民にフィードバックしなくてはいけないので、その仕組みづくりがあれば良いなというようなことです。中野さんの今のご質問で思い浮かんだことをざっくばらんに申し上げるとそんなことです。

あともう1つはやはり、お金が集まる仕組みがあれば良いなと思います。例えば想定しているのは、スーパーやコンビニへ行くと余ったお金を募金するようなものがあります。野生動物保護も良いのですが、地域にすぐにまわるようにしてくれた方がもっと良いので、もう1つ別に近くに箱を置いてもらえるような感じのことができると実現しただけでも目に見えたメリットがあって、運用しやすいのかなということイメージしたのでお話をさせていただきました。

中野委員

ありがとうございました。私もいろいろな会議に出ておりまして、頭を切り替えて来るつもりなのですが、お2人のご説明やら皆さんのお話を伺っていまして集中できることを感じています。自分にとってはやはり、こういう会議に出させていただきまして、例えばNPOという新しい時代の1つの事業をしていく組織の目的、展開であるとかあるいはそういう新しい組織が従来からある様々な組織に対してどう補完的な役割を果たしていくのか、あるいは役割を逆に移管されて、そちらがやっていくのか、そういうふうなそのものの定義であるとか目的というようなことも少し頭の中が整理されたような気がします。

例えば私ども商工会議所の青年部も今年でできまして17年目になります。当初は若い団体のJCさんや経済クラブさんのそのまた兄貴分のようなかたちで活動していて、それぞれ研鑽の場、研修の場というようなことでやってきております。市からの宿題もかなりいろいろなかたちでやってきていまして、例えば毎年市長に提出しております政策提言という活動があります。この内容も従来は思いつきから入りまして、思いつきの意見を言いましても参考にさせていただいた時代がありました。しかしながら最近はあらゆるグループが市長のところ提言を持って来るということで、並のレベルですと読んでいただけないということもあります。逆にそういう実体が分かりますと、私たちも計画的に、また実際に調査、見学に行きましたり、様々な書物を研究したり、いろいろな大学や企業の方に来ていただいて勉強もして、その上で提言を出すようなこともあります。そういうものが自分たち

として自負心があればあるほど今度はそれをどうして実行してもらえないのだというような疑問点が出てきます。そうした1つの中に、例えば議会の定数の問題ですとか、あるいは議員さんを選挙で評価するというのではなくて、実際に期の途中でどれだけ公益のために政治家としての役割を果たしてもらっているのかというようなことに対して、例えば評価をしてみたらどうか、定数は一体どの位が適当なのか我々なりに考えたことに対して公式な発言をそれぞれの方にさせていただきたいとか、そういうようなことまで掘り下げができてくるわけです。これはかなりデリケートな問題も含んでいますのでなんですけれども、実際に本当にこれからの時代に必要なかたちに様々な仕組みをリファインしていく、あるいは改革をしていくということを考えると、先ほど青山さんが言われたように明解に、そしてスピーディーに行われていくことは非常に必要になってきます。多くの場合にこれまでですと革命家というのが日本にはなかなかおりませんけれど、活動を1人の方がすごい熱意を持って長年にわたってやってきたというようなことも多分幾つかはあると思うのですが、大変これは体力、知力、気力の消耗を伴うものでして、個人個人がなかなか長年にわたってやっていくということは難しい問題なども抱えているわけです。ですから、このような機会を得てしっかりNPO自体の評価をして、その評価がある基準を超えていくと例えば活動資金そのものが指定寄付で認められる、あるいはあるレベルまでいきますとこの事業体に対しての質疑が出た場合には1ヶ月以内に速やかに対応しなくてはいけないとか、ルールをつくりすぎるのも問題なのですが、何かやはりあくまでも前向きにいろいろな可能性を秘めているということを感じました。

伊藤委員長

ありがとうございます。どうでしょうか。少し整理していきたいと思いますが、まず目的のところの議論と具体的な施策の問題、これから先の市政のあり方の問題等、様々な要素が今入り込んできています。それでまず、条例の目的のところでも1つ考えた方がよいと思いますのは、前回配られました他市の例なども含めてもう一度分析してまいりますと、大きく見ますと協働という言葉を使っていますが、半分支援であり半分協働というところがあると思います。実際に他市の条例を見ましても、まだまだ協働というかたちをとった場合には特定の一

部の団体しか対象として挙がりにくいということもあつたりしますので、より多くの団体が今後地域のために活動をしやすくしていくために、あるいは一般の市民も含めてこういった活動に参加しやすくしていくために、裾野を拡大していくためのプランがかなりコアになってつくられているような、従って条例でいきますと協働条例というよりはむしろ支援条例という名前になっているものが多いと思います。そういったタイプのものと、市民との協働社会を目指して市民活動がより活発化していくことを目的とするようなかたちで抱えているものがあります。それからもう1つのパターンとしては、数は多くありませんが具体的に市民活動団体と協働するにあたってのなるべく具体的な施策のものがあるのではと思うわけです。例えば青山委員がおっしゃった窓口のような問題はかなり具体的な協働ということに絞られてくると思いますし、北野委員がおっしゃっていたような意味での活動センターというのはいむしろ支援の方に入ってくるかもしれません。これは明確な線引きはしにくいと思うのですが、この辺は浜松の場合にどちらの方を向いて行くかというようなことはあるかもしれません。ただ、目的は先に決めて入っていくのが良いのか、具体的な施策を考えて、そしてその結果、目的がこういうかたちになるのかというかたちが良いのかということがあります。順番に目的から入っていくと話を限定してしまうことがあります、一応大きく目的としては2つの方法があるのではないかとすることは私自身も感じています。

浜松の場合は本当はどちらが良いのか、指針の場合には一応両方視野に置くかたちでまとめているわけですが、条例の場合には両方入れていきますとまた指針と同じものになってしまっていて、段々だんだん抽象化してしまいますから条例では具体的にどちらかに絞った方が良いということになると、ある程度ターゲットを明確にしておく必要があるのではないかと気はしています。その辺、従って目的だけに絞ってしまっていて議論してしまうと抽象化してしまいますので、具体的な活動と併せてこの辺は整理していきたいと思います。もう少し付け加えますと、支援の場合でいきますと、先ほど挙げていただいた公金の話が出てくるわけです。この辺は事務局の方にも確認したいのですが、いわゆる事業委託の場合には条例というものは原則としてはなくてもいいですよ。ただ助成金や補助金の場合に、特にそういったかたち

の基金をつくろうとしますと、この場合は言わば助成というかたちで出しますので、これは憲法 89 条で禁じられていることですので、何らかのそれが公のものであることを担保するような条例化が必要になってくる、あるいは場所、公共施設、公の施設を設置してそういったものを利用させていく場合にはその条例をつくりまして、その使い道に関してのきちんとしたルールをつくっていかないといけない。こういったものがあるというふうに私は理解しているわけです。しかし他方で事業委託の場合には通常様々なかたちで行政の方がいろいろな団体に対して事業を外注化していく、アウトソーシングしていくものがたくさんあるわけですが、特にこれから先はそこにももっと透明度を高めていくために一定のルールをつくっていかうということがあって、これは公金の支出とは違ったかたちで公金を使っているわけですから条例を求めてくる声も結構盛んになってきているということもあるのではないかと思います。原則としては私もこの辺は明快に分からないのでご存知でしたらお教え願いたいと思うのですが。

杉山企画部副参事

まず委託の関係ですと、これは別に条例で規定しなくてはならないことはないのですが、現実には何でも委託できるかという話ですと今委員長がおっしゃったように公共施設、こういったものについては委託先として公共的な団体といった自治法上の縛りがありますが、例えば通常のイベントの業務委託や事務的なものを委託する場合は庁内のルールとして民間企業であれば登録をする、指定業者といいますか、そういう制度に沿った中での委託契約関係がでてくるというルールがございます。それから支援の関係で、補助金や寄付金といった原資を使いながらやっていく場合に、基金については通常、条例で何々基金というようなかたちで一つひとつその基金の目的が規定されています。従ってその設置目的にあった形での使い道の制限は当然出てきますから、これは条例が必要になります。補助金につきましては、これは条例で規定ということではなくて、要綱等で運用するということです。ですから必ずしも条例化しなくてはならないということにはなっておりません。

伊藤委員長

この辺についてあえて質問したのは、鈴木委員からのご指摘もある

のですが、例えば法令は情報公開以前からのものは全部、普通は国でしたら官報に載せられて発表されますし、都道府県市町村の条例も当然これは議会で議決されたものですから公表されているものだということは当然だと思うのですが、いわゆる要綱等の類というのは情報公開法以前の場合には必ずしも公開の対象になっていなかったと理解しているのですが、この辺はどうでしょうか。正確なところはいいのですが実は、例えば今までの補助金に関して言うと、多分今回でも幾つかの議論になっている中において、既に市民団体、様々な市民事業に対して補助金とか事業委託というものがかなりあるわけです。今回条例をつくる時にはもっと明確に透明化したものにしていきたいという声はかなりあるというのが議論の中でも出てきていると思います。そういった意味で例えば、今行っている全ての補助金等について全部明解にしようというのは、これはむしろ情報公開の方の話として進めるべき問題で、ここで議論すべきものではないと思って私はいるのですが、しかしここで検討していく条例の中には、今後の市の方向として補助金等々あるいは助成金を出していく場合には、こういった1つのきっかけになることを願いたいという気持ちもあるのではないかと思います。そういう意味で少しこの辺をクリアにしておきたいなと思ってお聞きしました。

杉山企画部副参事

補助金につきましては条例ではありませんが、浜松市補助金交付規則があります。それに基づいて各事業ごとの要綱が制定されているというかたちなのですが、公開されているかどうかというお話については、現状では市政情報室でいつも要綱について見ることができます。

長澤委員

この辺にすごくこだわるといえるのか、どうしてかと考えた時に、すごく曖昧なのですが、市民活動が活発になると公益の増進が必ずしも一致していない時があるということだと思えるのです。市民活動と言われて補助金が出たり助成金が出たり、いろいろなお金が付いたりして、市民活動そのものはすごく立派にというか派手にというか大きく事業をやったりしていても、それが公益、要するに市民全体の増進につながっているかどうかというのが問題であるということだと思います。条例の目的ですが、やはり市民との協働によりまちづくりを進めるということ

の上に公益を増進する，そちらが本当ではないかなと委員長のお話で思いました。

伊藤委員長

目的のところではクリアにしておきたいと思っているのは，市民活動団体等との協働ということが大きな柱としてあることは事実だと思いますが，それは手段であって本来の目的というのはより良い市民生活，あるいは市民が生き生きと生きていくために積極的に行えるようになってはいけないということがあると思います。そういった意味で条例の中で市民活動団体に対してもかなりの制約があってしかるべきだろうということがワーキングでも少し議論された問題ではないかと思えます。その意味での長澤委員の声だと思えますし，北野委員から出た問題もそこにあつたのではないかと理解しています。従って目的としてはあくまで協働というのはより良いまちをつくるための手段であって，協働自体が目的化してしまうとまずいのではないかということころを，はっきり押さえておきたいと思えますので，この辺はそういうことを確認した上で，具体的な施策の方に話を少しシフトさせていきたいと思えます。

それから一応今日は4時半までの長丁場ですので，その辺について2～3人の方に意見を述べていただいて，3時前後に5分程度の休憩を挟みたいと思えます。そうしないとすぐに熱中してしまって，気が付くと3時半位になってしまっていますので。

目的であると同時に議事のところでは，次にあります条例における主な項目，言わばこれは目玉と言った方が分かりやすいと思えますが，具体的にこのような施策ができたことによってこのような仕組ができた，制度ができた，あるいは窓口ができた，場所ができたといったことを少し考えていきたいと思えます。既に青山委員の方からは，窓口というかたちで具体的な話が出ておりますし，前回のワーキングでも先ほど私が述べたようにアドボカシー，参加の仕組づくり，あるいはセンターの場所の設置，あるいはその他の事業委託だとかお金に関連するもの，青山委員からもやはりお金の問題，行政からもらうかは別として，市民生活の中でお金が調達しやすいような仕組というのが出されていたと思えますので，こういった問題をもう少し具体的に出していただければと思えます。

青山委員

提案なのですが、ややブレインストーミング的にいろいろな言葉が飛び交ってきて、少し整理しにくいので、可能でしたらホワイトボードのようなものを用意して、キーワードを書くかたちにしていただければ、今話していることが分かりやすく、議論が集中しやすいと思うのでお願いしたいと思います。

伊藤委員長

それでは休憩時間中でも構いませんのでお願いしたいと思います。その間はとりあえずノートのメモにしておいて休憩時間中にメモを黒板に書き写していただく。書くのは事務局の方をお願いしたいと思いますが、こちらの方も私なり山中副委員長の方で、気が付いたら書き込めるようにしてやっていきたいと思います。具体的な中身の方でどうでしょうか。まず長澤委員ですが、前回のワーキングでもかなり大きな議論の柱になりましたので少しご説明をお願いしたいと思います。

長澤委員

条例の目的で先ほどお話したのですが、やはり市民活動をやってもやらなくても、協働をしてもしなくても皆が幸せになるためのツールにしたいということで、条例をつくる上でそれをチャンスにしようじゃないかと思います。目玉になる施策は何が良いかなと思って考えた時に、協働条例とは少しずれてしまうかな、どちらかと言うと市民参画条例のようになってしまうかなと思いながらも、これは協働をする上で必ず必要な仕組みなので、提案と説明責任のというかたちでアドボカシーとアカウンタビリティというのを入れてほしいという意見にしました。山中委員がおっしゃったように、はっきり分かるかたち、誰が見てもはっきり分かるし、こちら側からみても向こう側から見ても分かる、立場が違ってよく分かる、それが大事だということと、行政主導にならないようにということです。市民からの提案を受け止めしっかり説明をし、それを事業に生かしそのプロセスを公開する、そして終わった後に皆でそれを評価して良かったか悪かったか、検証評価はすごく難しいのですが一応そこまでを必ずセットにする、そういう仕組みが条例にきちんとうたってあるとそれをツールとして皆使えるのではないかと思います。今回、条例づくりにもパブリックコメントのようなものを利用するというお話があったのですが、そのことに関

しても、ただご意見募集とかではなくて論点を出したりして、有効なかたちで使えるようなものをつくっていただきたいと思います。この間も電子会議室のお話をして、実際問題運用するのは管理人の問題などもあります。できればそのようにまず提案しやすい環境づくりです。私の考え方は協働条例からは少しずれてしまうかなと思うのですが、それは考えてみれば市民活動をしていない人でも市民提案をできるということにもつながってくるので、ある程度のレベルに達したらということではなくどんな人でもどんな市民団体でも縛りという点ではありますが、でもやはり提案したい人がそれを提案して答えをもらえる仕組みというのは、この条例に入ったらとても素晴らしいと思います。チャンスだと思って書かせていただきました。

伊藤委員長

この案について、今日も少し議論をしておいた方が良くと思いますし、それからもう1つは前回のワーキングの時に私の方から述べた意見を最初に少し触れておきたいと思います。情報面における参加の問題、アドボカシーの問題というものを取り上げますと、今長澤委員もおっしゃったように、協働条例とは若干違って来るかもしれないということもありまして、例えば具体的な事業委託などにこれを徹底的に当てはめてみるようなものもあるかもしれない、それが神奈川方式のようなかたちで書いたコメントになっているところなのですが、そういう考え方があるということが1点です。

それからそれとは別に少し個人的な意見になってきますが、私も長澤委員の意見に対してこういう協働条例として取り上げるかどうか別として、述べていることについて大賛成なのですが、ただ2つ大きな問題点を感じているのです。これは日本全体の社会でもそうなのですが、1つは先ほど中野委員からのご指摘があったのですが、日本における政策提言の問題、実際に例えば商工会議所から出されたものなどいろいろあります。今どんどん複数化していて、そういった意味では政策提言をしている人たちはかつてより限られていなくて複数化してきたところで非常にプラスなのですが、今東京の方の研究会でも議論になっているのが、政策市場というマーケットをつくっていかうということです。その時に、提案者の複数化はどんどん進んでいるのですが、買い手は1本しかないというのはマーケットにならないのです。

従って、例えば本来だったら議会と行政が違う提案を買う、あるいは議会の複数政党が様々な違う政策を買ったりしていく、あるいは地域のシンクタンクが浜松市だけでなく掛川市とか浜北市にもそれを提案していったら、早く買ったところが良いという、つまり買い手の方も複数になってくると本当のマーケットになってくる、ところが日本ではどうしても行政の力が国の場合でいくと中央官庁の力が強くて、シンクタンクが全て中央官庁を向いてしか政策を出していかない。買い手が1つだったら結局は全然フェアな取引になっていないのではないかと議論がなされているのです。従ってそういった時に、条例レベルでは少し難しい問題ですが、そういう政策提言というものが本当に生かされるためには自由な取引、どちらも複数にしていくための仕組みというものを考えなくてはならないので、これは条例化では難しいなというのが1点です。

それから2番目に、例えばパブリックコメントもそうですし、公聴会でもそうですし、あるいは公募委員もそうですが、実は手を挙げるのはほとんど同じ人物だという問題はあるのです。この問題を解決するために、例えばアメリカではどうしているかという、抽選なのです。陪審員という制度は抽選です。手を挙げるのではなくて、従って誰がなるかも分からない、従ってアメリカでは小学校、中学校の時からそういう公民教育を徹底して、私はそんな勉強をしたことがないから、社会の事は考えたことがないから嫌ですということは基本的には許されないような仕組みになっています。しかし同時に委員になった人たちに対しても、課題になっている問題に対しての一定程度の情報を与え勉強し、きちんと議論できるような場というものを保障するようなことをつくったりしているわけですが、そこまでやって初めて本当の市民参加になるのではないかという声もあるわけです。この辺の問題をやはりクリアにしていけないと実は情報公開というのも理念通りに進まないという問題があるので、そこまで入っていく必要があるかなというのは個人的な意見です。あと10分位は今回の条例とは関係なくても長澤委員から出された問題についてご意見があればどうぞ。

青山委員

私はNPOの理事長という立場でお声が掛かったので、本来こういうことを言うべきではないかもしれませんが、個人的に申し上げたい

のは、条例をつくらなくても上手くいくような成熟した市民活動地域ではないと思っているので、私は条例はやはり要るだろうなと思っています。もう1つは職業柄、医療従事者ですので、常に一番悪い方を想定しておいてから物事をセイフティに進めていくという考え方が定着しているので、懐疑的に考えてしまって少し良くないのかもしれませんが、特に行政の方にお伝えしたいのは、何か市民を巻き込むと上手くいくのではないかというような、ドラえもののポケットのようなものというふうにNPOとかボランティアとか市民参画とか協働という言葉を抑えるべきではないということです。水戸黄門の印籠のように済んでしまうというような感じに思っている行政マンの方がわりとまだいらっしゃるという現状だったり、うちもそうかもしれませんが、長くボランティアをやっていらっしゃる人とお話すると全然アカウントビリティはないし、公益性も考えていないし、非常にセルフイッシュな人たちの集まりのようなおばさんたちがいたりしますので、そういった負の側面も想定していただいて、こういう議論をしていただきたいと思います。そういうものがないと、最初は大義名分を掲げて格好良くやっているような団体であっても、内情は結構ドロドロしていたり、良い時もあれば非常に悪い時もあつたりしますので、それは先ほど長澤さんがおっしゃったように市民活動というものが活発化することが本当に良かったのだよというシナリオが築けるようにしていただきたいなと思います。

もう一つは、昨日も話し合った中でよく出たのが、一応市民参加とかたちは行政の仕組として今お取りになることが多いのですが、そのプロセスが逆に上手くいっていないような場合が多いです。例えば市民団体の代表者をその委員に選んで決めたことだから市民参加型なのよというようなアウトカムになっている場合が少し感じられるので、そういったマイナス部分からの見方も含めて後半の議論をしていただいて、キーコンテンツを並べていただければ良いと思ってあえて申し上げました。

山中副委員長

おばさん代表で、それは当たっていると思います。とにかく1つ、この条例に関して、北野委員がおっしゃったのですが、基本指針ができて公民館で誰も知らない、誰も知らないのではなくて興味がない

のではないかと思います。言っては悪いですが、この市は市民活動家というのはマニアックな人しかやっていないのです。私自身がやっているのも本当にそう思います。行政がよいしょして市民をまつり上げた人は多いです。それを私は嘘だと思っていますので、そういうことで私が条例に期待したいと思うのは、ここで石田さんがお書きになっていると思いますが、市民一人ひとりが機会があるのではなくて参画する、あんたにも義務があるのだよと、そういう市民の意識改革に私はつなげたいと思います。そのためには1つお願いなのですが、条例は多分できますよね、条例を使って1つプロセスからサクセスストーリーを示すことは勇気になると思うのです。そのことで市民もしっかりした思いがあれば条例に基づいて何かできるのだなという勇気が持てるというか、今までイベントをやっているけど失礼な言い方ですが、浜松市のイベントは失敗しましたということがないでしょう。全部成功、成功と言いますが私は絶対にそうではないと思うのです。お金をあれだけ使ったと思うからやはり、最後の良い悪いという、いろいろな意見でこれは良かった、これは駄目だった、それでは次回辞めよう、これはやっ払いこう、そのような条例に基づいてやった1つの事業に対しての、評価は欲しいのではないかと思います。掲げているだけでなく、事例があれば市民もだんだん興味を示してくるのではないかと私は思うのです。

北野委員

先ほど、市民で自主的にやっている人は本当は興味がないのではないかとということですが、山中さんのようにNPOで活動されて市民全体を巻き込んだイベントとか、そうされているグループもあれば私たちのように本当に地域でちょこちょこやっているというグループが殆どだと思うのです。昨年私がこういったところに参加して、グループの皆にも今指針をつくっているんだよと言っても、何それというかたちではあったのですが、自分のグループで今年度、隣の男女協働参画室の方でやっている女性団体活動支援事業に底辺を広げるという意味で応募をしてみないかという声が挙がって応募いたしまして、一応活動支援委託をされました。それが本当にわずかなお金ですが、一応初の事業委託のようなかたちで、そういうことをやれば、皆も市民活動ということ、そしてこの委託料を税金でやっているのですからしか

りやりましようねというかたちの底辺を広げる活動にもつながっていくものですから、やはり皆さんにお伝えするというのがすごく必要かなと思います。地域でそういうことが広がっていけば、一番それが市民活動として発展するのかなと少し思いました。

鈴木委員

この条例をつくる目的、それからどういう項目にするかという議論についてです。先ほどの私がずっとお金にこだわっているように聞こえるかもしれませんが、例えば事業委託には条例は必要ないのだと、補助金も要綱があるからそれで運用するのだと、そういうことになると、例えばお金を使う問題が起こった時に、条例で定めるよりもその上にある規則のようなものは既にある、そうなってくると、それでは事業委託とかそういう公金のもので条例で決められるものは一体何なんだろうかと思えます。そうすると本当にきちんと決めなくてはいけないものの中にはやはりこのお金の問題というのは絶対にあると思うのです。それからやはり事業委託はその市民活動団体を公金で支援しているという中身であることには間違いのないと思います。

伊藤委員長

条例が一番上です。要綱とか規則というのはその下のものですので、条例できちんと定めてしまったら勝手に要綱や規則でできなくなるということもあり得るわけです。

鈴木委員

そうですね。その辺がもう1つきちんと整理されていません。

伊藤委員長

従って、例えばこの委員会で市民活動に対する事業委託とか補助というものに対して、条例で規定してしまえば勝手に規則といったもの、あるいはその条例に合うかたちでしか規則ができないということになってきます。ですから逆にそういうものをつくろうというかたちになればそういう提案もできるわけです。

鈴木委員

そういうことだろうと私は理解していたのですが、実はそうではないというお話があったものですから。

伊藤委員長

現実には多分、特に事業委託などのケースの場合ですと、条例を定めてやっていたらできないというケースが結構ありまして、先ほどのようにスピーディーだとかタイムリーということを考えて場合です。ただ今後長期に渡って1つのルールとしてやっていく場合に、例えば条例で一定のガイドラインを設けて、例えば仮に要綱をつくるにしてもその条例の精神を生かしていない要綱であれば、それは今後通用しないというかたちで規制することは可能なわけです。

鈴木委員

そういうことをある程度はつきりさせないと、条例が非常に、あってもなくても結局同じということになりかねない要素を含んでいる部分だということでごだわっています。それからやはり基本指針をつくってもほとんどの人は知らないよというのは関心がないのだということですが、確かにそうかもしれませんが、その辺は関心を持たせると言ってもこれも難しいことで、しかしそこに何か策を投じられるような条例というのはどうしても掲げたいなと思っています。そのためにもやはりどういうことまでできるか、何が問題なのか、私だけが分かっていないのかもしれませんがきちん理解したいし、そのためには現在市からある種の助成金とか事業委託をされていらっしゃる方の実態もサクセスストーリーで結構ですから伺ってみたいというのが私の本当に素朴な要求です。

杉山企画部副参事

先ほどの補足をさせていただきますと、一つひとつの補助金に限らず1つの事業をやった時の評価検証をどうするかということの観点で先ほどからお話があると思いますが、補助金や委託料の話の大前提としまして、市が要綱さえあれば何でもできるということではないわけですし、これを申し上げるとまたお叱りを受けるかもしれませんが、全て予算を通じてやっていますので、そうすると今の制度上は全部議会のチェック、そこで審議していますから何でも要綱さえ行政側が勝手につくれば一方的にできるということではありません。その辺のところ少し気になったので申し上げました。

青山委員

この条例の目的が、行政がやっていた仕事を例えば言い方は悪いですが、下請けしたりするためのものになってしまうのはもったいないし、目的が違ってくると思うので、市とのお金のやり取りという話になると、ややそちらにシフトしていく議論になるのは少し気になったのであえて申し上げると、行政主導型で市民が参加を求めるような領域というのが想定されるのですが、逆にそれを市民主体型にもっていくとかたちも、市民協働社会の実現の1つだと思うのです。ですから今の話は行政と一緒にしてお金を受託したりしてやっていくという場面だけが想定されているかのように聞こえてしまったのですが、そうではなくて自立した市民活動、先ほど北野さんがおっしゃったように、あまり行政と距離は近くになくて、自分たちでやっているよということが自発的に支援したり自立していったりするところをサポートというのも1つの場面だと思うので、両方ともバランスをとってこの条例の目的のコンテンツを決めていくべきだと思います。浜松市との協働事業というところだけにイメージしてお話になってしまうといけないと思って少し申し上げました。

伊藤委員長

それではまず今現在行われているものは勝手に市がやっているわけではないということは一応確認しておきたいと思います。議会で予算が全部決まり、それに基づいて実際に施策をつくる時に勝手なことができないように内部で規則・要綱をつくってやっています。ただこれから先、市民活動を広げていく時に、条例というものをきちんと立てて、それによって一定の規則というものをもっとはっきり確立していく、市民がそれを理解し、あるいはそれに対して異論があれば異論を唱えていけるような仕組みというものをつくっていく必要があるのではないかと思います。そういった意味で今回の条例づくりは、従来の市のやり方に対してそうではないやり方を機会として与えるチャンスではないかと考えていきたいと思っています。

次に、条例について何ができるかということ、法律に反しない限りは何をやっても良いわけです。ただ、上位になっているのは国の法律ですので国の法律に違反すること、あるいはそれに背くことをやればこれは駄目ですが、地方自治の精神から言った場合にその枠内であれ

ば、あるいはその競い合うところである部分においてはその枠を多少、環境問題などそれを突破したようなものを行っていますので、そういうぎりぎりのところでより新しい試み、市民社会に役立つようなものをつくっていくということが可能ではないかと思っています。そういう意味ではあまり現状を見てしょげ返るのではなくて問題があればそれを変えていくという方向で条例づくりというものを是非取り組んでいきたいと思っています。

それから次にお金の問題になってきますとどうしても無駄使いの問題がでてきますので、そこで長澤委員が出されている例えばアドボカシーといった問題、つまり政策提言をしていくのがあくまで市民の側にあるのだということと議論を平行させていかないと、あくまで行政が立てた政策を市民団体が請け負うというかたちでやっていく限りは常にそれは下請け条例になってしまいます。確かにそのレベルにおいてももっと透明化して公正化していくということもすごく重要ですが、少なくとも市民協働条例の方で考える場合にはそのレベルではなくてもっともっと市民からの発意というものが反映できるということが必要ではないかと思います。実際に身体を動かす人がいなくても知恵を出したり意見を出したりすることができるという意味ではより参加するチャンスが多い、こういうところが多分前半の議論でされたところではないかと思っています。その辺を休憩後、再確認、あるいは意見があれば出していただくかたちでスタートしたいと思いますので、今から5～6分休憩をしたいと思います。

休 憩

伊藤委員長

それでは再開したいと思います。黒板の方は事務局で書いてくれるそうですが、だからと言って委員の方で黒板に書いて説明をしたいというのは全然禁止ではありませんので是非使ってください。それでは先ほどの続きで、条例の効力等の議論をしてくと時間が少しきつくなってきますので、とりあえず今こういうことを打ち立てれば市民活動、あるいは市民の生活にプラスになっていくという様々な視点があると思いますので、これを踏まえて少し施策についてブレイクストーミング風に議論を進めていきたいと思っています。大体目途としては4時位まではその議論をして、最後の30分位はまとめ、次回への運びという

かたちにできればと思います。具体的な施策としてお金の問題，それから参加の問題の他にも幾つかの問題があります。先ほど青山委員のおっしゃられた窓口という問題も，具体的に協働していく，あるいは提案を持っていく窓口というように理解して非常に大きなポイントになってくると思います。その辺も大きな柱になり得るのではないかとと思いますが，他に少し意見を強化する意見でも良いですし，あるいは違う切り口からこういったことがあるのではないかとということも含めて，少し出していければと思います。

青山委員

少し書いてほしいので，長澤さんが言ったけれども代わりに言って良いですか。「アドボカシー（政策提言）」，それからワークショップで述べられた「アカウントビリティ」，私が言った「窓口」というキーワードと，「市民参加のシステム」とか「プロセス」ということ，前半の後半で市民参加が本当に市民のためになっているかどうかというアウトカムの部分が出たのですが，後はそれを保障する意味での，僕は性善説をとっていないのでNPO＝良いこと，という風にならない可能性を危惧する立場にいるので，「チェックシステム」，「評価・検証」という言葉を入れていただきたいと思います。

伊藤委員長

基本的に，法律とか条例は性悪説の立場でつくられるものです。性善説に立ってしまうとそんなものは一切いらぬという議論になってくると思いますので，青山委員が性悪説でなくても性悪説の視点でつくらないとまずいのではないかと思います。

山中副委員長

窓口の中に「職員の意識改革」を入れてください。それから，窓口の中に担当の職員を置いてほしいです。

青山委員

あと，実際に可能かどうかわかりませんが，実際の窓口機能のシステムとして関連部署の人が必ずそこを経験してもらうことです。今よくある問題だと，行政経営課さんでNPOのことをやっている人はすぐ分かってくれるのですが，実務として別のところへ行くと全然温度差があったりするということが現実面はあったりします。特にNP

〇講座を昨年県から受託して西部地区の市町村をまわったのですが、温度差がすごいのです。ですから、そういう意味での今回は浜松市の条例なので浜松市に限られていただきますが、担当の窓口の市の職員の方だけではなくて、それに関連する人にそういった機会を共有してもらえそうな仕組みが実現すると良いなと思います。

長澤委員

それは具体的に市民協働推進課を設置するといったような施策とは違うのですか。

伊藤委員長

今県の推進室が果たしている機能というのは、窓口機能がうたわれています。そこで例えばNPOに対して行政との協働事業を募集するのです。そして上がってきた表を見て一番相応しい県の担当者呼んでそれを手渡しするというかたちでやっています。ただ、それだけだと弱いというかたちで僕などはむしろ神奈川県的方式のようなものを提案しているのですが、この資料をコピーしていただけますか。後でお配りします。

神奈川の場合には一応窓口になっているのは県民活動サポートセンターです。これは県の一部門です。そこが窓口となって、単に情報を配布するだけではなくて、一応募集事業で提案されていたものについて一定の審査、これは市民参加で審査会を行います。審査会で一応チェックされたものについて、その担当セクションと提案した市民団体と窓口のセクションが3者でテーブルを囲んで協議をします。そこでその提案をどういうかたちで実現するのか、あるいはその問題点は何か、予算はどうかということを議論して、その結果をもう一度市民を交えた団体の方でチェックをして、非常にリーズナブルであって、それでいて相応しいというかたちになって場合に初めて事業が行える、そしてその結果についてはまた事業報告が行われるというかたちを取っています。もちろん神奈川県も全ての事業についてそれをやるということを行っているのではなくて、一種のモデル事業的に毎年2本か3本位をそのようなかたちで市民から提案されてきた事業について担当セクションと窓口セクションが調整をしながら、しかもプロセスを公開するかたちで事業を行っています。県の方もそれに関しては補助金とか事業委託ではなくて、負担金というかたちでお金を出します。

負担金というのは提案をした非営利団体の方も負担金を持つわけです。この辺は実際に県の方が出すお金の方がはるかに多いことは事実ですが、いわゆる事業を委託するとか、あるいは補助をするという考え方ではなくて、協働で事業をするからそれぞれリソースを持ち寄って、一緒にやろうよというかたちの形式をとったのです。それが良いかどうかという判定は、審査会というかたちで他のNPOなども混じった団体がそれをチェックしていて、終わった後の評価も行います。こういうやり方をとりあえずモデルでつくって、それが上手くいくのならば他のセクションにも波及させていこう、とりあえず今の段階では他のセクションまでいってしまいますととても実現できなくなるので、そういう小さなケースでスタートさせようというかたちで始まったのです。そのための基金を一応設置してやっているところです。このように窓口をつくれれば良いという問題なのか、あるいはそれを受理した後、どういうかたちで実現に向けてのプロセスをつくっていったらそれを評価していくのかまで含めてつくるのかどうかとか、幾つかのやり方はあると思います。神奈川のやり方が100点をあげられるかといったらそうは思えないところも実はあります。実際に神奈川県にいる市民団体の中でそのやり方に意義を唱えている団体もないわけではありません。従って本当に百点満点取れるものをつくろうと思うとまた不可能になってきますから80点~90点取れば良いのではないかという考え方もあると思います。この辺はどういうふうにここで議論をしていくかということではないかと思っています。

石田委員

私も結構こういう会議で必ず施策のようなものがつくられた時に評価して検証していくということが必要じゃないかという視点を忘れないようにという話をするのですが、その評価も誰がするのかということがあると思いますし、こういう市民活動に参加している人は先ほどもありましたが本当に一握りというか、かなり狭い人間がやっていてそれも問題です。人材の固定化がという話も前回の指針の時にもありましたが、そういうこともあって、それでは誰が評価するのだろう、そこで評価されたことが社会的に駄目だという評価が出たとしても、大方の黙っている人たちはそれで良いというふうに思っている場合、それではどういうふうにそれは評価されるのだろうというような疑問

があったりします。それから評価している間にも、今の市の予算の決め方は、10月頃に各課から希望を出して早いうちにほぼ決まります。それを1年間通じて何かをやっているような時ですと、年度末に報告を出しますと、それでは次年度どうするかというようなことにはもう予算が決められていて間に合わないわけです。ここでこういう条例を今検討していても、予算の決め方あたりのところにまで踏み込んでいかないと、これが生かせないのだとしたら、かなり根本的な行政のやり方を検討していくというようなところにまで踏み込んでいってしまうと思うし、そうなった時に一体私たちはどういう立場でいればいいのだろうという疑問をずっと持っていて悩んでいました。やはり先ほど山中さんもおっしゃっていただきましたが、市民一人ひとりがそういう、自分がまちづくりと言うか、住みよいまちをつくるための主体なのであるという意識を持てるためのものでなければ全然意味のないのだろうとあらためて考えています。それをどういうふうに具体化していくのかとなると、それが本当に条例なのかとまた戻ってしまうのですが、そういうところで悩んでいます。

それともう一つ、自分たち一人ひとりが主体であるということを出していくとすれば、先ほど青山委員の方から言われた集金のシステムというか、お金が集まるシステム、そうした時に何らかの出してくれた人にメリットがあるような仕組みが決められれば、その人もある意味で主体になれる、自分はそういうところにお金を出しているという意識が持てる、そうだとすると、税金として集められたものがどこかで誰かがやっているところにまわっているということではなく、自分がそういう目的のために出したお金が目的のために使われているかということの評価の一因にもなりやすいと思います。

伊藤委員長

ありがとうございます。黒板にお金の話も線を引いて書いてありますが、抽象的にお金を集める仕組みづくりというのが青山委員からの提案だったと思います。これは必ずしも行政がお金を出すという意味ではなくて、市民社会の中で寄付をしやすくすることにも入ってきますし、いろいろな仕組みがこの言葉の中には含まれてくると思いますが、後でもう少し中身について議論をしていきたいと思っています。

それから、それに対して青で書いた左の方はお金というよりもむし

る政策づくり，あるいは施策づくり，それに対する市民参加の方の一連の項目が入っているもので，わりとグループとしては1つのものになると思います。それから今，石田委員がおっしゃったことで私も少し危惧しているところがありまして，本当の情報公開とかお金の使い方についての規則づくりというのはこの委員会の規模を超えてしまうだろうなという気がしています。ここまで入っていくととても秋までにつくることは不可能ですし，もっと専門家も入れて3年間位という話になっていくと思いますので，あくまでもここでは市民協働の1つの具体的な施策というかたちでやっていく必要があると思っていますのですが，しかしここに挙げたような問題は非常に大きな問題であり，こういったことを無視して施策をつくるということは非常にまずいのではないだろうかと思います。そういう意味では例えば神奈川県の場合，真中の方の協働事業負担金と書いてある四角がありまして，ここに一応プロセスが書いてあります。1から7まで書いてありますが，市民団体，ボランティア団体等から協働事業に関する提案をしていただきます。一応県の方も事業イメージをアレンジしたりしているようです。提案された事業について，協働事業として県と協議を行うことが相応しいものを，まず最初に審査会で第1次選考をします。この段階では話し合う前に審査会の方で提案された事業が協働事業になるかどうかチェックをします。選考された提案事業についてボランティア団体等と県の担当部署とで協議を行います。これは実は修正されていて，最初は提案したボランティア団体と県の担当部署での協議だけだったのですが，関連する市民団体等も入るかたちで協議を行っています。従って神奈川の市民活動団体はラウンドテーブルという言い方をしているのですが，完全に2者だけの話になってしまうと密約がつくられてしまうのではないかと考えているようです。そして4番目が協議の結果，協働事業を行うことが可能であると判断された場合には協議結果が分かる資料を添付して第2次選考までに申請書を提出してもらいます。それに基づいてもう1回審査を行います。そして負担金を交付することが最適な事業であるかどうか最終選考して，そこで認められた2つか3つ位の事業についてボランティア団体等と県の担当部署の間で事業をするにあたっての基本的なスタンスと役割分担を明らかにした協定書を締結してもらいます。ここでも等が入ってラウンド

テーブルになっていまして、一応傍聴なりチェックすることができるようになっていまして。そして負担金の交付決定を受けたボランティア団体等と県の担当部署が協働して協定書にそって事業を実施します。最後の評価はここに書いてありませんが、評価的なものも当然公表して分かるようにしていくというかたちをとっています。最初はもう少し粗いものをつくろうとして、市民活動団体の方からそれでは不透明な部分が幾つかあるということで現在まとまったものがこういう仕組みになっているようです。ただ、これについても問題がありまして、これだけやってしまいますとスピーディーではないのです。そういった問題があるので本当に重要な、今すぐに必要な課題について協働事業に持ち込むことはできないから、どうしても長期的な計画しか市民活動団体は出せないという欠陥を持っていたり、幾つかの問題点を指摘することは可能ですが、それなりに工夫したものではないかと僕は思っています。

僕はこれをやろうと言っているわけではないのですが、例えばこのような仕組みにまで持っていけないと左側に書いてあるものも施策としてはまとめにくいかなという気がしているので、1つのサンプルとして配布させていただきました。これが波及して、今後市の仕組みについて今まで違う仕組みでやっていたものについて上手く評価されてくれば、当然議会の方でこれを参考に他のやり方についても変えていこうという動きが起こってくるのではないだろうか、そうなってくれば状況は変化させることができるのではないかと思います。この検討委員会で全部の状況を変えようというのは、あまりにも重荷で気張らない方が良いのではないかなという気はしています。

青山委員

委員長の方からそういう仕組みづくりのことについて提案があったので多少似ていますが、あと足りないこととして、企業というセクターをここに入れておかないとまずいのではないかと思います。今までは事業委託している例えば指定業者さんがあったりとかというところを市民団体が担うという入り方になってくるだろうし、休み時間に少しお話をしていたのですが、企業に勤めている人たちの余暇の時間を、例えば休日をどのようにボランティアに使っていくかというというようなことまでを踏まえなくてはいけないので、行政、市民ともう1つ

は企業というセクターを入れていかななくてはいけないと思います。

去年、名古屋のNPOフォーラムに出た時も、協働のあり方を考えるといったテーマでいろいろな分科会があったのですが、行政との関わり方と、企業がNPOとどう関わってくかという2大テーマがきちんと出ていました。今は行政の条例の話ですが、もう一方企業側はNPOや市民団体と今後どうやって付き合っていくのかというのも大きなテーマとしてあると思います。中野さんが商工会議所を代表していらっしゃるのです、そういう点で何かコメントがあったらお願いします。

中野委員

私が今日の最初から自分の中で釈然としないものとしまして、これからの21世紀の社会で事業をしていく、いわゆるボランティアということが今話にずっと出ていますが、事業主体として様々な事業を請け負っていくかたちの中には今までの企業もあるでしょうし、それからNPOもあるでしょうし、個人をベースとするようなものもあるのではないかなと感じます。今、青山さんのご指摘で果たして企業という組織なのかどうかという疑問は少しあります。例えば事業経営者といったポジションで話をしませんが、多分そこに勤めている組織の中間管理職の方が出て来られても議論に乗れないのではないかなと思います。つまり組織の維持ですとか、自分のポジショニングの確保といったことがありますので、それはまず1つ感じました。

青山委員

例えば海外の企業だと、NPO団体に対する寄付が収益の何%かという企業や事業者の占める割合が結構多かったりもしますので、例えばお金を集める仕組みづくりという点でも寄付金の問題も浮上しますし、そういう部分を枠の外にはずしてしまっただけの議論になるのは困るなという点で申し上げたので少し補足をしたいと思います。もう1つは、後に想定されることとして教育機関や学校の問題もやはり混ぜておかななくてはいけない中身なのかなと思います。大項目では決してないかもしれませんが、そういったことも視野に入れてお話いただきたいと思いますが、委員長、例えば企業の取り扱いというのは他県とかもしくはマクロでのこういう話ではポジションとしてはどのように理解したら宜しいでしょうか。

伊藤委員長

そうですね。条例の中で企業を含めたかたちで具体的にしているところというのはなかったことはないと思うのですが、企業の扱い方の中で2つのポイントがあると思うのです。1つは前回の指針でいきますと、市民活動とは市民（企業を含む）というかたちで書かれているように、市民の中に幅広く企業市民というものも入っているという捉え方で考えていき、協働の中には営利体質の企業としてよりは企業市民としての協働ということも含むという考え方です。

今回の条例の中においても、例えば企業が完全に営利団体の性格として入ってくる場合はその限りではないかもしれませんが、企業市民として例えば企業が持っている土地を提供する、あるいは何かをしていくという時に、その企業活動に対して一定の優遇措置等々を与えていく推進条例をつくるのは当然考えられると思っています。多分そういう考え方を適応していくとスペースの提供など様々なものが結果として市民活動団体の方にもプラスになるようなものが生まれてくるというような施策は当然考えられると思います。

それからもう1つは、この左側の方の施策提言という仕組みの中に企業自体が第三者のチェック機関として入ってくる見方も当然あると思います。つまり企業の人たちの1つの考えの中にはやはり効率、合理性というものを追求していくことがあります。片面で行きすぎてしまうとまた違った問題はあるのですが、しかしそれは非常に合理的な考え方であって、行政と市民団体がある面では善意の馴れ合いの基に活動していくのに対して、企業の合理的なチェックが入ることによって効率、あるいはむらのない進め方ができるということがあります。その場合にはむしろ協働の主体ではないですが、協働を成り立たせるための言わば第三者機関として企業の役割もかなりあるのではないかと僕は考えています。ことらの仕組みをつくったところは今のところ日本にはないのではないかと思います。

青山委員

ありがとうございました。今の件でもう1回意見を聞きたいのですが、例えば環境の問題を考えると、いわゆる事業者や企業の取り組みは、もう少し深い関わりを持って考えなくてはいけないような感じもするのですがどうですか。

山中副委員長

私たちは環境企業とすごく仲良くしているのですが、名前を挙げていいでしょうか。イオングループさんです。イオングループさんは全国でも有名な環境企業でして、もうじき入野にできますし、湖西と磐田にもあるので私たちも登録しているのですが、イエローシートとこのをやっていきます。随分前から企業がおやりになっているのですが、1ヶ月に何日が決めていまして、黄色いシートを登録しているのです。多分ボランティア団体だったらどこでも登録できます。箱があるのですが、そこにイエローシートを入れると企業が1%還元してくれるのです。ベルマークのような感じですが、これはコミュニティビジネスです。市民活動家に還元ということで、うちは環境企業として、私はとても使わせていただいています。事業者として是非、協働の中には入れてほしいなと思います。

浜松市内でもNPOを取る企業はあります。環境に目覚めた、環境に悪いことをやっているからかなと思います。これから事業者もやはり関わってくるような兆しはあると思うので、私は是非条例には入れてほしいなと思っています。

長澤委員

他都市では、事業者の役割とか事業者の責務といったものは多く条例に入っていますよね。条例の目的と一緒に努めなくてはならない、協力しなくてはならないといったようなものが結構どの条例にも出ていると思います。それから私は事業者で少し考えたのは、話がずれてしまうかもしれませんが、将来的にはNPO団体と競合するような立場にもなるわけですね。同じ仕事を取り合うということも考えられるわけですね。ですから、やはり事業者というものは必ず関係してくるので入れなくてはならないのではないかと思います。

伊藤委員長

条例の中に事業者の責務は皆入っているのですが、正直言うと当り障りのないことが書いてあるのです。というのは、例えば事業者に貢献しなくてはならないと書くと、これが義務になってしまい、行政は企業に対して命令をする権限はありませんので、基本的には事業者として自発的にやってほしいという書かれ方が一般的だと思います。その中にもう少し一歩進めると出てくるのが、そういうかたちを取った

場合にインセンティブを与えるという考え方です。例えば事業者，企業が何らかの施設を提供した場合，税制上の優遇を与えていくといったかたちのインセンティブを与えることによって，参加する人間に対しては一種の見返りを与えていくというやり方も当然あると思います。今のところそこまで踏み込んだものは日本では出てないのですが，考え方としては当然だと思います。事業者，企業の取り組み方についても最終的なプランの内容によってはそれを促進するような施策を盛り込んだものにしていく，あるいはアドボカシー的なものだけになってきますと事業者の方にそれに対して理解を求めるとい程度の考え方しかできないかもしれません。いずれにしても事業者は，無視はできないと思いますし，テーマによっては事業者こそ主体になってむしろ市民活動を支援するのを，行政は脇から促進するためにいるというような条例にするという考え方も当然あると思います。

山中副委員長

それから議会というのはどうなりましたか。

伊藤委員長

通常は条例上でいきますと，市の責務というのは，市役所だけではなくて市政府という意味も含んだものですから，議会も含んだものになってきて，そこに議会も含まれていると通常は解釈されているはずだと思いますが，施策によっては議会にも一定の役割は担ってもらうようなことを書き込む手もあるかもしれません。その方が議員の方は関心を持って，議会で大議論になってしまうということもあっておもしろいかもしれません。

青山委員

今の作業は，濃い薄いはあってもとりあえず関連するものを上げておいて，後で絞り込もうということであれば，挙げてもいいのなと思うのは，この前のワーキングでも出たのですが，いわゆる昔からある古いセクターとしての自治会です。

もう1度補足ですが，先ほど山中さんがイオングループの件をお話になったのですが，昨年企業とのパートナーシップのセクションで丁度隣だったのが，秋田県か青森県の福祉関係のNPOさんなのですが，そこはイオングループさんの店舗に併設して新しくつくられたそ

うです。環境上だけではなくて、福祉施設を商業店舗の中に出店させるというような施策によってアクセスビリティを高めたり、バリアフリー化が図れるですとか、実際にその店舗の設計段階で事前のヒアリングをしたりして、メリットがあったと担当の方は教えてくださいましたので、そういった点での積極的な企業側とのパートナーシップをすることというのは文言に盛り込むのは難しいかもしれませんが、条例ができた後、実際の社会にどういうふうに戻元するのかということイメージする時には1つのご参考になるかなと思って付け加えさせていただきました。

中野委員

先ほど、石田さんがご自分の胸のうちを話されて、ずっと気になっていましたが、私たちがどうしてこのような活動をして結果を出していくのかということについてです。この場にいらっしゃる皆さんにつきましては、自分の未来には、少なからず期待感を持って生きていて、新しく21世紀が始まったということについても、何らか新しい動きがおきて従来から抱えていた問題が解決されていくのではないかと、あるいは自分たちが積極的に関わることで良くなっていくのではないかと、そういう未来を信じてやっていると思います。特に生活の基盤の場にあります浜松市に在住しながら、このまちが良くなっていくためにこの条例を制定するという基本精神のようなものを必ず明記しておく必要があるのではないかと思います。

青山さんが大変素晴らしい着眼点でキーワードを書き出すことを提案してくださって、頭の中が良く整理されるのですが、それぞれの例えば組織が幾つか出てきているわけですし、従来からとにかく必要があってできた組織ばかりです。現状この21世紀の始めという時点で考えますと、その功罪のようなものが明確にあると思うのです。ですからこれは限度があることかもしれませんが、やはり存続して関わっていただくことで期待する面、どういう姿勢でこの作業といいますか運動に関わってもらおうかということをはっきりしておく、そのポジションを間違えると既得権の確保のためにマイナスの発言をし合うということで、ここに集まった意味がなくなってくると思いますし、明記をすることも無意味になってくると考えます。

伊藤委員長

今日はもう少し具体的な施策の柱だけでも出しておきたいと思っています。それを少し評価付けして、次回のワーキングの中で例えば2つ位の案に整理をしてみて、それがまとまってきますと目的あるいは責務、役割を明記しなくてはいけないもの、それから必要な定義が明らかになってくると思います。

同時に中野委員がおっしゃった問題、これはどちらにしましても前文というかたちで条例をどのような精神の基につくり、未来に向けてどのような願いを込めてつくっていくのか、これはやはりきちんと考えなくてはいけないと思います。この委員会の中で細かい条文はどうしても最終的には、専門家に落とし込みをお願いするかたちになると思います。それでもポイントは全部こちらの方で議論していくわけですが、前文というのは事務方に書いてもらおうと絶対にフィットしたものができないと思います。最低限、前文は自分たちで書くという覚悟が必要だと思っています。可能であれば条例の一句一句まで書いていきたいと思っています。ただ、どうしても条例の方は性悪説に立った、非常に冷たい、してはいけないといったものばかりになると思うのであまり楽しい作業ではないですが、前文というのは結構楽しい作業ではないかという気がします。8月位にはその辺に取り掛かれるようにしたいと思っています。

そのためにもまず、何のために条例をつくるのかという問題に常に立ち帰らなくてはいけないのですが、つくるとした場合にどの点で一歩でも前進させるのかというところをはっきりさせていくことが必要です。それは一体どのような施策としていくのか、単なる理念としてだけではなくて具体的な施策として打ち出していきたいということで、お金を集める方法に関してもそうです。先ほど企業との関連で様々な企業が活動に協力することを推進できるような仕組みをつくっていく、あるいは企業だけでなく市民も寄付をする、あるいは先ほども紹介しましたが杉並で検討されているような基金づくりのようなやり方もあるでしょうし、単なる税制優遇だけですとなかなか行政では難しいところがありますが、そのようなやり方を取っていくと市民からの寄付がしやすくなるということがあると思います。

もう少し他県他市のものを参考にしながら、あるいはそっくりのものをつくるのが嫌だったらオリジナルのものを考えていくというかた

ちにしたいと思いますがどうでしょうか。

青山委員

他市の場合は推進センターのようなものが盛り込まれているので、必要ないかもしれないという議論ももちろん出るのですが、推進拠点のような場所をあげていただきたいということと、評価・検証というところで、この前のワーキングでも出たのですが、第3者機関のようなもの、本当でしたら成熟していくと検証するためのNPOが育って機能していくことが多分理想かと思うのですが、その評価・検証ということにカッコして第3者機関もしくは中間組織のようなものをキーワードとして入れていただけるとイメージしやすいかなと思いました。

伊藤委員長

評価・検証に関しては、審議会あるいは推進会議といったかたちで一応市長からの諮問に基づいて市民協働に関する助成のあり方や、進め方について委員会をつくって、その委員の構成をこういった人たちで任期は何年というように規定しているものは結構多いです。悪く言えばありきたりで、独自性がないなという感じもするのですが、これをもう少し強化して独自のものをつくっていくのもかなり特長があるものができるかもしれませんので是非考えていただきたいと思います。活動センターや推進拠点については青山委員のイメージとしては、例えば前回指針づくりの時にはあったと思いますが、新たなセンターをつくるというよりは、既存の様々な施設を拠点化してくための仕組みづくりのような話、あるいは民間で既にそういうものを持ったりして活動している中間支援団体に対する支援を行っていくような話なども出たと思うのですが、どの辺のイメージをされていますでしょうか。

青山委員

静岡県の場合は県が割とがんばってやっけていらっしゃるので、そんなに対立するようなものをつくる必要はなくて、僕個人として提案したいなと思うのは、アドボカシー室のようなものが行政の窓口としてあるとまず、アドボカシーって何ということになるだろうし、アドボケート室長のような人がいたら結構おもしろいなと思います。

医療機関の場合は今、医療事故の件ですごく社会的問題になっておりまして、私個人は日本医師会の安全推進者という資格を取ったので

すが、その中でいろいろな情報で、アメリカの先進的な病院は既に病院の中にアドボカシー室というものを持っています。担当の患者アドボケートナースという人がいて、元々アドボケートというのはあなたのためにいろいろできることがあったら提案しますよ、相談に乗りますよというようなことも意味します。そういう1個人であっても困っている人がいて相談に乗って政策提言をしたり、もしくは関連するNPOを紹介しますといった、小回りの利くような窓口というのが別にあると、アドボケートという機能が活発化するかなと思います。

NPOを育てましょう、地域のNPO講座をやりましょうといったムーブメントはもう既に十分ではないかもしれませんがありますので、それに似たようなものをまた市でつくって2度手間なことをするよりは、やらないことをやりましょうというかたちでアドボケート室が設置されて、そのアドボケート室は昔あったエイトマンではないですが、どこにも所属せずにとこの部署にも出入りして、その担当者と話をしたり、コミュニケートする権限を独自に持ったりすると、縦割りと言われる地方行政に風穴を開けると思います。今日本代表で言うと8番を付けている森嶋君のように、非常にちょこまか動いてトップ下でチャンスをつくるような機能が行政にあると良いなと僕個人は思います。

伊藤委員長

アドボケートという言葉自体は代弁するというのが本来の意味なのです。例えば病院の患者さんだとか、あるいは社会福祉等で福祉を受けている人たちというのは非常に弱い立場にあって、なかなか自分の気持ちなり状況というものを表現できません。それを代わりになって代弁して社会を動かしていく、あるいは仕組みを変えていくという仕事で、ローマ時代の護民官のイメージが非常に強いです。従って強力な権限と同時に独立性が保障されないと成り立たない、そういった機関というものをどう行政の中にもつのかという問題はあります。行政の中の少し離れた独立行政機関として持つと良いのではないかという声は結構あって、元々オンブズマンもそういうかたちで生まれたのですが、先にオンブズマンが変に独走してしまいました。そういう意味で、ここで言う活動推進拠点というのはむしろアドボカシー推進センターとして、そこにも行けないような人の声を代弁していくような機能と考えるとよろしいですね。

山中副委員長

静岡県のNPO推進室からアイデア募集事業が来ます。必ずこういうリーフレットで来るのですが、アイデアは持っているのですがまあいいやとなります。でもソフトの面の窓口でそういう人材がいらっしゃればひょっとしたら普通の小さな運動をやる方でも書きやすくなります。ソフト面の人材も窓口には必要のような気がします。

それから浜松市内に大小あわせて600位のボランティア団体があると、誰がその600位のボランティア団体を知っている人がいますか、行政は誰もいませんよね。それを紹介ではありませんが、情報を提供するような箱が必要だと思います。例えばまちづくりセンターにそういう人がいますか。いないです。パレットにもいません。ソフト面の人材というのも窓口には絶対に必要だと思いますので条例には是非組み込んでいただきたいと思います。変ですか。

長澤委員

今の人材ということで、コーディネーターのようなことだと思うのですが、法律の専門家のような人がいたら使えるのではと思います。

伊藤委員長

よく各地で地方自治体がサポートセンターをつくってしまっていて、それについて今見直しの議論が進んでいます。どうしても地方自治体がつくるサポートセンターというのは箱だけであって人がいない、ところが実は行政マンが人になると危険だという声も一方ではあって、そこで出てくるのは最終的には民営化と言いますか、民間でそういったものを育てていくということです。その中間として箱だけを行政が用意して、完全にNPO法人等の民間団体にその運営を委任していくような仕組みがあります。そうするとそのための条例が必要だということも他では議論されたりしています。そういう脈絡の中で例えば仙台とはまた全然違った、場所は新たに設けなくても今浜松市にあるまちづくりセンターを活用して、行政との距離感をどの位に置くのか、例えば行政ではイギリスのやり方、アームスレンクスというやり方をよく使っています。腕の長さ位の距離のところの関係を取ることで、一定な支えを行政はするけれども、しかしそれを運営するのは全て専門家だったり、コーディネーターであったりといった独立機関を、特に文化のように政治に左右されてはまずい領域においてやって

いくのが良いという考え方です。

長澤委員

すごくいっぱい出てきてしまって、各地の条例を見るとこの杉並のようにお金の問題だけの条例、他にも場所だけの条例、市民の声だけを聞くためだけの条例と、わりと条例でもいろいろ入っているものをつくるということなのか、それともこの中から選んでいくということになるのか、それともそうやっているいろいろな条例をどんどんつくっていけるのだろうかとか、いろいろ今頭の中が混乱してしまっただけですが。

伊藤委員長

それについても次回の議論にしたいとは思っていますが、とりあえず今年度条例としていく時に、何を一番優先させていくのかということです。せいぜい2つでしょうね。できれば1つに絞り込んだ方が明解な条例になるでしょう。大体こういった条例はいっぱい入れると実効性がどんどん薄らいでいって、指針とか何とかビジョンの一番まずいのは、きれい事が全部に入っているために何の実効性もないものになっていることです。一番確実に実行したいと思うもの一点に絞って、それを実行するための様々な条件をきちんと書き込んでいけば実効性が高まると思います。そういう意味では、今日上がった幾つかのものの中で、何を軸に整理をしていくと一番皆さんの意見を反映できるのかということと、もう1つは、効果的にそれができていくか、更に付け加えれば、それによって市民との協働だけではなくて、今現在の市政における民主化に波及効果をもたらすかという3つ位を選考基準で絞り込む必要性はあるのではないかなという気はしています。ワーキングなどでは、その辺の絞込みの基準なども少し議論したり、あるいは今日出たものをそれぞれ箇条書きに整理してみて、プランを2つか3つ位に整理して、絞込みの基準を明確にして次回の委員会では目玉施策をはっきりさせたいと思います。そうすると目的、それから役割というものがおのずと明確になっていくのではないかなという気がしています。次回の委員会ではそこまで持っていきませんと市民フォーラムに間に合わないということになってきますので、ワーキングの方ではその辺の橋渡しになるようなことをしたいと思っています。一応ワーキングの方に最終的な整理は任せていただきたいと思っています。

ますが、今日の段階でワーキングの方にこれは忘れないでもっと押さえておけといったことも含めて少し補足のご意見をお願いします。

長澤委員

メーリングリストをつくっていただきましてありがとうございました。私が先ほど言ったような、市民の声を聞く条例とか、大阪の池田市の半分づつ出しましょう条例のようなものとか、評価するNPOとか、そういう情報を結構集めたのです。

伊藤委員長

このところウィルスがすごく多いのです。添付メールは弾いてしまうようにしている人も結構増えてきています。従ってそういった情報を共有していくためには2つ方法があって、短いものでしたらテキストとして文章の中に取り込んでもらう、長いものについてはホームページをつくってそこに載せて、そこから各自ダウンロードしてもらうというのが一番安全かなと思います。添付メールでメーリングリストに流してもらうと今、非常に危険な状況になっています。

長澤委員

要るところとか要らないところも自分でその中から選べば良いわけだから、こちらがそこを選んで皆に送るよりもアドレスを入れておいて皆に見てもらって、ワーキングの前までに意見を出してもらうとワーキングも楽かなと思いますけどどうですか。

伊藤委員長

そういった意味では、市の窓口のメールに送ってアップしてもらうのが一番早いと思います。多分市の方はウィルスチェックをファイアーウォールでやっていると思います。大きな組織は大体それをやっているのですが大丈夫なのですが個人の家が一番心配です。

青山委員

前日も中野さんから提案があったのですが、広聴会を今後やっていきますよね。ホームページの中での位置付けのようなものは行政としてはどうなっていますか。メーリングリストをつくっていただいたというのは感謝していますが、今後出てくるようなことを積極的に市のホームページ上にアップするとか、どの辺をイメージされておられま

すでしょうか。

渡瀬市民協働グループ長

議事録につきましてはいつも通りアップさせていただいています。
今の浜松市のホームページですが、幾つか見にくい部分もあるかと思
思
いますが、@窓口というところから入っていく方法と、市民参画とい
う
ところから市民協働にたどり着くという2つの方法があるのですが、
そ
ういった中に現在、懇話会の会議録や指針を全て載せています。この
会
議録につきましてもアップしていくわけですが、今回のメーリングリ
ス
トにつきましては、あくまでも会議の連絡という意味において委員の
方
だけのというスタイルになりますので、そこを例えば外につないでい
く
といったようなことは現在考えていません。公聴会を7月に予定させ
て
いただくわけですが、そういった模様につきましても順次公開という
か
たちは取っていきます。ただ、ITを使ってどう展開していくかとい
う
ことにつきましては、昨年、市民活動団体名簿をつくらせていただき
ま
した。これにつきましてはまた、全ての団体をアップしていこうとい
よ
うに計画しています。まちづくりセンターとこちらと上手く調整を取
り
ながら詰めていきたいと考えています。

伊藤委員長

メーリングリストというのは一応このグループだけなのですが、こ
の中で別にこの委員以外の人でも共有してもらっても良いような他市

の条例などで既に市の方で集めていただいたものなども例えば参考資料といったような項目をつくっていただいて、そこに放り込んでおいてもらおうと、委員の方も自由にダウンロードできますし、あるいは関心がある市民がそれをしゃべっても良いと思います。それに対して例えば長澤委員が集めてきたものを渡瀬さんへ送ってもらえば、事務局の
の方でまたそれも一緒に、その中であまりにも関係ないと思った場合には
検討してもらう必要があるかもしれませんが、関連があればアップして
もらおうというかたちでしていきますと、委員の人がホームページから見
たい場合には落とせますので、ホームページにそういうかたちでどこ
かにライブラリーなり資料という項目、あるいはドキュメントのような
アーカイブのようなものをつくっていただきまして、そこにに入れてもら
う
とありがたいなと思います。

長澤委員

青山さんが先ほどおっしゃって、そうなのかなと思って今聞いていたのですが、今議事録はもちろんアップしていますね。それだけではなくて今こういう話になっていますというのはホームページ上で出さないのでしょうか。例えばパブリックコメントもやるとおっしゃっていましたが、広聴会もやるのであれば広報はままつと同じような感覚で今こういう話になっていますよというように出していないのでしょうか。

伊藤委員長

それは必要なのですが、編集をするということは価値観が入るので。ホームページでこうなっていますよというのも一種の編集行為なのです。本当は市のホームページを借りながらも一応そのページの責任は例えばこの委員会というかたちでできればベストなのです。そうすれば多少主観的な、市民の皆さんここを注意して読んでください

ねとか、ここが今私たちの間で議論になっていますのでご意見をお寄せくださいといったかたちの問い掛けができるのですが、やはり行政としてはそこまではやりにくいという問題は当然あると思いますので、やはりどうしても事務的に並列的に書かざるを得ないと思っています。そういう意味で本当は、もしどなたかが自分でそれをやっても良いという人がいればページの編集長をやれば1番良いのではと思っているのですが。

長澤委員

そうではなくて、私は個人的に自分のお友達や、ネットワークで意見を集めたりしようかなと思っているのですが、それはもちろんやっても良いわけですね。

伊藤委員長

当然良いです。

3 その他

伊藤委員長

それでは一応、情報の共有については、メーリングリスト+ホームページでできる範囲で資料などを少しアップしおいて、特に長澤委員が集めたものなども各委員の方に配ってもらうのが今のところ一番合理的かと思います。ただ、時間的に難しいようだったらとりあえずメーリングリストではなく、個人でメーリングリストにこういうものがありますから欲しい人は言ってくださいというかたちで、個人で送りますと比較的名前がはっきりしていますので安心できるということがありますので、そういったかたちで受け取ることも含めて進めていこうと思います。

次回までに必要な資料や、あるいは行政の事務局がまとめるだけではなくてお互いに委員の中でこういった資料が今手に入ったけれどもどうぞという交換も含めて次回までに添えておくもの、あるいは今ITが進んできていますのでメーリングリストその他によって提供してもらえるものは提供してもらうかたちでやっていきたいと思いますのでそういうものがございましたらお願いしたいと思います。とりあえず長澤委員が集めた池田市のものなど、その辺で可能なものを何らかのかたちでお願いしたいと思います。

それではワーキングも含めまして次回の日程の調整をさせていただきたいと思います。一応9月位まで大まかに日程を決めておいた方がいいのではないかとということで、事務局の方から案として今考えている日程を発表していただけますでしょうか。

鈴木企画部次長

今後の日程について説明

伊藤委員長

それから1つ予定があるのですが、一応6月11日にワーキングをやると思っているのですが、結構今日の宿題も積み残しも多いと思いますので2時間位でやるのは大変だなと思っています。多分6月7日の推進会議は、これだけ議論していますとこれの報告ですし、委員の方も半分以上重なっていることがありますので、去年のように推進会議を長くするのはやめて、推進会議自体は1時間位で終えて、その代わりにワーキングの方だけその後1時間残っていただいて、11日に向けて整理をしておきたいと思っているのですがいかがでしょうか。推進会議自体は1時間で終わるという約束の下に、従ってトータル2時間で終わらせるということが前提ですが。

渡瀬市民協働グループ長

日程の説明

6月7日(金)午後1時半から推進会議です。

今回第2回目の条例検討会議をやっていますが、4月、5月の中身を15名の委員さんに報告し、ご意見を少しいただく程度になると思

います。ですから大体1時間位で終わるのではないかと考えていますが、それではその後にワーキングをさせていただきたいと思います。

6月11日(火)夜7時からワーキングです。

6月21日(金)午後1時30分から第3回目の条例検討会議です。ですから6月はワーキング2回の検討会議が1回です。なお、行政内部の話ですが6月下旬頃に、庁内検討会議を予定しております。

7月2日(火)の夜7時からワーキングです。

7月12日(金)午後1時30分からタウンミーティングです。

7月17日(水)午後7時からタウンミーティングです。

実際にはそれに向けての調整を10日前後に1度検討しております。タウンミーティングのやり方なども事前に決めさせていただければと思っています。

7月18日(木)午後1時30分から第4回の条例検討会議です。それから7月25日にもワーキングを検討しています。ですから7月
月
はワーキングに出られる方は5回というかたちになります。

中野委員

2ヶ月の予定をおっしゃっていただいたのですが、私は1回しか出られませんので、できるだけ予定は半年位先まで決めてください。

渡瀬市民協働グループ長

日程の説明

8月29日の夜7時からワーキングです。

8月30日(金)午後1時30分から条例検討会議です。

9月20日(金)午後1時30分から市民協働推進会議を行います。

(未定)

9月27日(金)午後1時30分から第6回目の検討会議です。

又直接の参加ということではないのですが、6月20日号の広報はままつに市民協働特集というかたちで掲載していきます。2ページほど特集していきまして、先ほど少し鈴木さんの方からもご発言がありましたが、せっかく指針をつくったのにその後どうなのというところがあるのですが、今市としての動きは条例というかたちで動いていきまして、それを市民の方に分かりやすく説明しながら紹介するといった特集になります。それと、7月のタウンミーティングを受けて大体その条例案の骨子として、まとめていただいたものを8月にパブリックコメント的に出していくといったような日程があります。これにつきましては7月20日号の広報はままつに掲載をしていけば間に合うような段取りではないかと思えます。一応計画としてはそういうかたちで進めさせていただければと考えています。

伊藤委員長

9月までがんばっていきたいと思っています。そしてその間にやはり一番心配なのは、関わっていけば関わるほど、関わっている人間に

とってみれば重大になってくるのですが、周りの人にとってはあまり関係ないということが起こってくるわけです。従って例えばタウンミーティング、広聴会等々になるべく多くの人たちに来てもらえるように口コミを広げていくだとか、またパブリックコメントなどについてもかなりいろいろな声が集まってきやすいような仕組みを今つくっていかないと、単にパブリックコメントで皆から募集したからといって済むものではないと思いますので、その辺については是非委員会の方からも提案があれば出していって、なるべくオタクの条例にしないようにしたいと思っています。僕も授業で市民社会論をやっていますので、その授業の学生たちには来るようになり強く言って、友だちもつれて来いというかたちで広げようと思っています。青山先生は患者さんをお願いしたいと思っています。

それから後、この辺は最初の頃に少し事務局の方とお話してふと思い出したので申し訳ないのですが、もし可能であれば他市の事例、例えば横須賀市も市民委員会で条例をつくっていますので例えば、そういう市民の方たちに話を聞くようなことができるの良いなという気は個人的には感じています。来てもらうのも大変ですし、予算の問題等もありますからどういふかたちが良いのかは分かりませんが、お互いに例えばどのようなところで苦労したのかとか、どういったところで満たされて満たされなかったかとか、そういうことも聞いておいた方がプラスにはなるのではないかと思います。やり方は少し考えてみたいと思いますが、できれば全員で、不可能な場合には例えば1名か2名位で横須賀を訪れて話しを聞く、あるいは来てもらうことがあれば来てもらうのも良いかもしれません。その辺のことはこれから先、事務局の方とも相談しながら少し生の声も聞けるようなチャンスを作りたいと考えております。他に今日指摘しておきたいことがありましたら出していただきまして終わりたいと思います。

青山委員

今タウンミーティングを活発化するというのが、成功の鍵かと思うのですが、タウンミーティングしますよというようなポスターやチラシのようなものはおつくりになるのであれば、早めに配布をしていただけるとうちのNPO団体や、興味のある人に配布できるし、後はマスコミなどにも上手く協力してもらってタウンミーティングがあるよ

ということをきっかけにしてもらえると良いと思ったので提案させていただきます。それからタウンミーティングの場所の想定している人数のキャパはどれ位なのでしょう。

渡瀬市民協働グループ長

まちづくりセンター2階のギャラリーを使いますので、椅子席が100位です。

伊藤委員長

それから広報等についても7日の推進会議の終わった後のワーキングが11日か、多少早く進めてもらえるものは事務局の方にどんどん進めてもらわなくてはいけないと思います。キャッチフレーズなどでもっと良い案があったら出していただいて、なるべくこちらの方で出せるアイデアがあれば出していけるようにしていきたいと思います。どうしても時間的な問題がありますから、全てその通りにいかないとは思いますが。それではタウンミーティングの進め方、議題等々も含めてこれから先2回のワーキングで少し議論をさせていただいて、次回においてはまず基本施策を完全に絞り込んで、それを基に目的、あるいは条例の中身に関する趣旨・理念等の整理、それから市民・行政・事業者等々の役割・責務、こういった部分を少し落とし込んでいくようなかたちにして、1つ輪郭がおぼろげにも見えてくるぐらいのものを次回の検討委員会ではやりたいと思います。そのためのたたき台をワーキングでつくらせていただいて、それに加えてタウンミーティングを効果的にしていくための手法についても検討していきたいと思います。ワーキングに参加されない方、関係ないよと言わないで是非前回と同じようにペーパー等々でご意見を寄せてください。ワーキングだけが独走しないようにまた是非お願いしたいと思います。

4 閉会

伊藤委員長

以上を持ちまして、第2回浜松市市民協働推進条例検討会議を閉会させていただきます。どうもご協力ありがとうございました。